

訪問介護ケイケア

重要事項説明書

令和6年4月 改正版

株式会社 ケイケアステーション

重要事項説明書

(訪問介護サービス)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	株式会社ケイケアステーション
主たる事務所の所在地	名古屋市中川区富田町大字千音寺字仏供田 2987 番地の 2
法人種別	株式会社
代表者名	浅井 和人
電話番号	052-756-2981

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問介護ケイケア
指定番号	2370702728
所在地	愛知県名古屋市昭和区南分町 6 丁目 12 番地エスポワール川名 201 号
電話番号	052-875-8853
通常の事業の実施地域	名古屋市内

3 事業の運営方針

運営の方針	入居者の心身の状態に適したサービスを提供する。利用者の側に立ち施設を適切な環境に保つよう努力するとともに明るく楽しい施設を作るよう努めます。また、サービスの内容及び料金について利用者及び家族に対し明示し理解を求めていくこととする。
-------	---

4 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1 名	—	要望窓口、苦情対応、お客様へのケア	1 名
サービス提供責任者	1 名以上※	—	サービス提供者への指導、お客様へのケア	1 名以上※
サービス提供者	※	※	お客様へのケア	3 名以上※

※直近の職員現況は、ご契約時にご説明させていただきます。契約後も採用・異動・退職等により変動することがありますので、ご不明な点がございましたらお問合せ下さい。

5 営業時間

営業日	月曜から金曜(12/31～1/3 8/13～8/16 4/29～5/5 は除く)
営業時間	午前 9 時から午後 6 時

6 サービスの概要

身体介護…食事の介護、排泄の介護、入浴の介護、更衣の介護、身体の清潔、整容の介護、通院などの介護、その他必要な身体の介護

生活の援助…調理支援、洗濯支援、掃除支援、寝具の手入れ、買物の支援

7 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費をいただきます。

8 キャンセル料

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者申し出てください。

当日	実費相当額
----	-------

9 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	午前 9 時～午後 6 時
	ご利用方法	電話 0 5 2－8 7 5－8 8 5 3

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 0 5 2－9 7 2－2 5 9 1

愛知県国民健康保険団体連合会 0 5 2－9 7 1－4 1 6 5

10 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います 緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

1 1 契約の終了

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 1 利用者の要介護状態区分が自立または要支援と認定された場合。
- 2 甲が死亡したとき
- 3 第15条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 4 第17条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 5 第18条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 6 利用者が、介護保険施設へ入所した場合。

1 2 利用者の解約権

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、30日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約解除されます。

1 3 事業者の解約権

乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、第1条に定めるこの訪問介護サービス利用契約の目的を達することが不可能となったとき、30日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

1 4 損害賠償・

- 1 事業者は、に對利用者する訪問介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。
但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に供えての損害賠償責任保険に加入しています。

15 利用料金

概算になりますので多少の変動があります。予めご了承ください。

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

サービス内容・時間	単位数	10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
身体介護					
20 分未満（身体 0）	163	1,801	181	361	541
20 分以上 30 分未満（身体 1）	244	2,696	270	540	809
30 分以上 60 分未満（身体 2）	387	4,276	428	856	1,283
60 分以上 90 分未満（身体 3）	567	6,265	627	1,253	1,880
90 分を超えて 30 分増すごとに	82	906	91	182	272
生活援助					
20 分以上 45 分未満（生活 2）	179	1,977	198	396	594
45 分以上（生活 3）	220	2,431	244	487	730
身体介護に引き続いて生活援助中心のサービスを提供する場合（複合型）					
20 分以上 45 分未満	65	718	72	144	216
45 分以上 70 分未満	130	1,436	144	288	431
70 分以上	195	2,154	216	431	647

各種加算・減算

加算内容	単位数	10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問介護初回加算	200	2,210	221	442	663
緊急時訪問介護加算	100	1,105	111	221	332
介護職員等処遇改善加算	介護報酬総単位数（＝基本サービス＋上記加減算）×22.4				

1. 虐待防止

事業所はご利用者の人権擁護・虐待防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 当該事業所従業員又は養護者(養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

2. 身体拘束適正化

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

但し下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

- ① 緊急性:直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- ② 非代替性:身体拘束以外に利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合
- ③ 一時性:利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解く

3. 感染症予防及びまん延防止対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業員へ周知します。

4. 業務継続に向けた取り組み

- ① 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問介護の提供を実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ④ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。